



国土を整え、全力で備える

三次河川国道事務所

Miyoshi office of River and National Highway

平成26年12月1日

お知らせ

資料提供先：三次記者クラブ

## 「河川内樹木の伐採希望者の公募を試行します」

～伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます～

江の川上流の河川内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなるなど、維持管理や環境上の問題が生じてきます。

このため、国土交通省三次河川国道事務所では、これらの対策として順次河川内の樹木の伐採作業を行っておりますが、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図ること、並びに選定に関する公平性・透明性・客観性を重んじるための試みとして、河川法第25条の規定を適用した樹木の採取を希望する事業者(企業、団体、個人)を公募します。

※河川法第25条

河川区域内の土地において土石、伐木、あし、かや等(河川の産出物)を採取しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

### ■ 応募の概要

募集期間：平成26年12月1日(月)～平成27年1月9日(金)

伐採箇所：①三次市南畑敷町地先(馬洗川 左岸)約16,000m<sup>2</sup>

②安芸高田市吉田町長屋地先(江の川 左岸)約1,500m<sup>2</sup>

伐採樹種：主に広葉樹(ヤナギ等)

伐採区画：約20m×20m程度/1件当たり(応募状況により調整の場合あり)

採取予定期間：平成27年1月26日(月)～平成27年2月20日(金)まで

### ■ 応募から採取までのながれ

- ①「応募書類の作成・提出」…公募型樹木等採取試行募集要領による
- ②「参加資格の審査」…応募書類より総合的に判断し、採取者を選定
- ③「選定の通知」…伐採資格者の方へ連絡
- ④「許可申請書の提出」…河川法第25条に基づく手続き
- ⑤「許可」
- ⑥「伐採作業の着手」…河川法第25条の許可条件により作業

※「公募型樹木等採取試行募集要領」及び詳細については、三次河川国道事務所のホームページをご覧ください。

(事務所HPアドレス：<http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>)

● 問合わせ先 国土交通省三次河川国道事務所

副所長(河) 向田隆史

【担当】河川管理課長 大元誠治

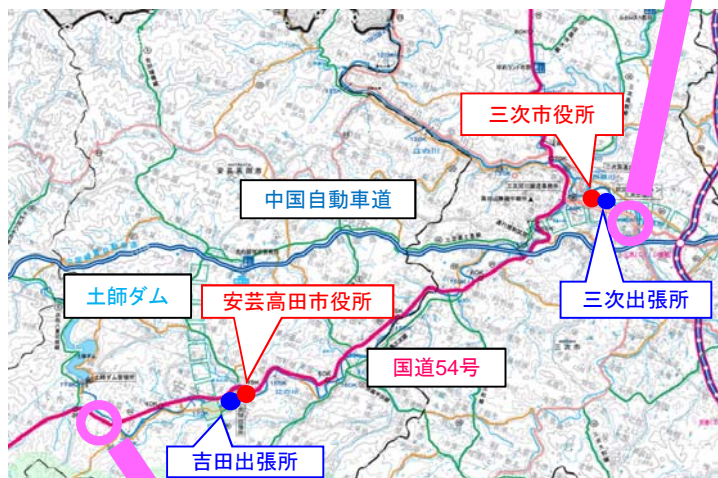
【広報担当】建設専門官 溝川克巳

TEL:(0824)63-4121(代表)

FAX:(0824)63-3132

# 樹木の伐採を希望する企業・団体・個人を募集しています！

～伐採樹木は無償でお持ち帰りいただけます～



## ■申し込み先・問い合わせ窓口

〒728-0013 広島県三次市十日市西6丁目2番1号  
国土交通省 中国地方整備局  
三次河川国道事務所 河川管理課  
電話 (0824)63-4121(代表)  
F A X (0824)63-3132  
ホームページ <http://www.cgr.mlit.go.jp/miyoshi/>  
メールアドレス [info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp](mailto:info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp)

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

# 公募型樹木等採取試行募集要領

～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～

平成26年12月1日

中国地方整備局 三次河川国道事務所

## 1. 目的

江の川上流の河川内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視の妨げになるほか、周辺の農作物に被害を及ぼすイノシシの住みかとなったり、ゴミ等が不法投棄されるなど、河川の維持管理や環境上の問題も生じております。

このため、国土交通省三次河川国道事務所では、これらの対策として順次河川内の樹木の伐採作業を行っておりますが、樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木を伐採・採取することを希望する民間（企業、団体、個人）を公募により募り、河川法第25条の規定に基づく採取許可により、河道内樹木を採取する取り組みを試行いたします。

### ※河川法第25条

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

注：政令では、竹木、あし、かや等を対象としています。

## 2. 募集概要

### (1) 応募から採取までの流れ

三次河川国道事務所管内の別添図示す範囲の樹木を伐採して採取することを希望する者は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」に記載された内容に従い応募書類を作成し、後述の応募方法に従い応募書類を提出して下さい。

受理した応募書類の内容を確認し、応募参加資格及び採取に関する計画等の審査を経て採取申請者を選定いたします。

選定結果は応募者へ通知いたします。

また、選定された採取申請者は、河川法第25条の許可を受けて、伐採作業が可能となります。申請に必要な書類等については、選定者に別途郵送等致しますので、必要事項を記入のうえ、返送していただきます。

### (2) 応募受付期間

平成26年12月1日（月）～平成27年1月9日（金）

※応募書類は郵送等により平成27年1月9日必着

### (3) 樹木伐採の場所

①【三次市南畑敷町地先】馬洗川 左岸河川敷 約16,000m<sup>2</sup>

②【安芸高田市吉田町長屋地先】江の川 左岸河川敷 約1,500m<sup>2</sup>

1区画 約20m×20m=400m<sup>2</sup>程度（※応募状況により調整させて頂く場合あり）

※詳細は別紙位置図参照

(4) 樹木の採取期間

平成27年1月26日(月) ~ 平成27年2月20日(金)まで  
※8時30分から17時00分まで

(5) 樹木の種類

主に広葉樹(ヤナギ等)

(6) 樹木採取料(占用料)

今回の採取料(占用料)については「免除」されます。

(7) 応募参加資格

以下のいずれかに該当する者は、参加資格に適合しないと判断し選定されません。

- ①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。
- ②公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当する者。又は、中国地方整備局長から指名停止等を受けている者。
- ③公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
- ④直近1年間の税を滞納している者。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。

(8) 応募方法

応募については、1者につき1回とし、別紙の応募様式に以下の内容を記入し、(2)の募集期間内に担当者宛て郵送、FAX又は電子メールにて提出して下さい。

- ①応募者の氏名(法人の場合は代表者名)、住所、連絡先
- ②採取を希望する河川産出物の箇所及び区画
- ③採取を希望する河川産出物の種類及び用途
- ④採取に関する計画
  - ・作業予定期間
  - ・作業実施者
  - ・伐開、搬出方法
- ⑤過去の応募実績
- ⑥安全対策等(清掃、交通整理等)の実施の有無
- ⑦参加資格の合致状況
- ⑧提出先

- ・住所 〒728-0011  
広島県三次市十日市西六丁目2番1号
- ・担当 三次河川国道事務所 河川管理課
- ・TEL 0824-63-4121
- ・FAX 0824-63-3132
- ・メールアドレス info-miyoshi@cgr.mlit.go.jp

応募者の氏名(法人の場合は代表者名)、住所、連絡先は選定結果の通知及び当選後の連絡にのみ使用します。

(9) 選定の方法

選定は、応募書類に基づいて審査を行い、参加資格があると判断した者を選定します。又、応募者が多数の場合は抽選(応募の先着順等)により選定する場合があります。

(10) 選定結果の通知

選定結果については、選定後速やかに応募者に通知いたします。

(11) 選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める法第25条の許可に係る申請書を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、関係書類として、位置図及び平面図（こちらで用意します）に加え、応募者に通知した選定決定の通知を添付して提出していただきます。

辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定します。

(12) 採取にあたっての許可条件

河川区域内の樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ①許可を受けた者は、採取に関し、三次河川国道事務所長（以下「所長」という）より河川管理上の指示があった場合は、これに従って下さい。
- ②許可を受けた者は、採取が原因で河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従って下さい。また、採取が原因で第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた者が解決にあたって下さい。
- ③許可を受けた者は、次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という）に書面で届け出て下さい。
  - ・住所又は氏名を変更するとき
  - ・採取の目的を達することができなかつたとき
- ④許可を受けた者は、採取の着手と完了の際は、その旨を局長に書面で届け出て検査を受けて下さい。
- ⑤許可を受けた者は、採取に伴う危険を防止するために必要な措置を講じて下さい。
- ⑥許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保って下さい。
- ⑦許可を受けた者は、出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じて下さい。
- ⑧作業時間は、8：30～17：00までとします。
- ⑨許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、改めて所長の許可を受けて下さい。
- ⑩許可の取り消しがあったとき又は採取の目的を達することができなかつたときは、所長の指示するところにより、河川管理上必要な措置を命ずることがあります。当該措置完了の際は、所長の検査を受けることとします。
- ⑪許可を受けた者は、所長の指示に従い、採取した樹木の数量を提出して下さい。
- ⑫採取料は無料です。

(13) 問い合わせ先

応募手続きに関しては、応募方法の⑧提出先と同じ。

現地に関する問い合わせ先については下記のとおり。

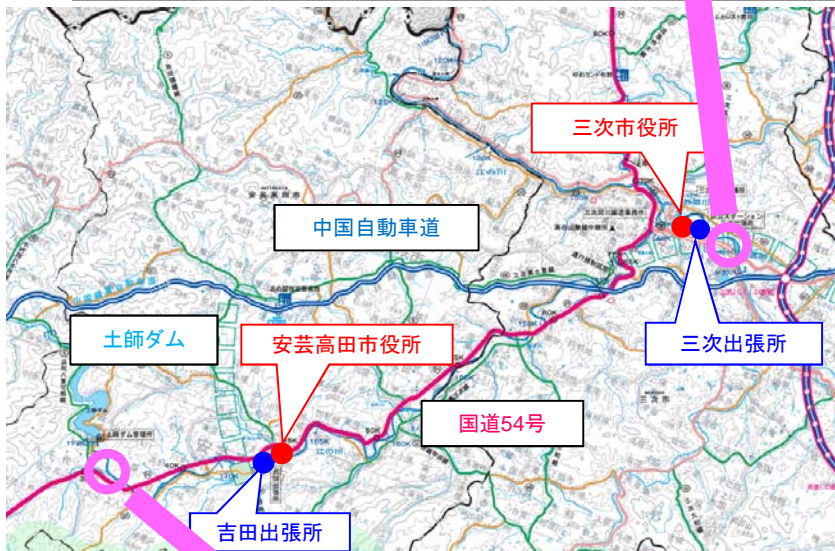
【①三次市南畑敷町地先】

三次河川国道事務所 三次出張所  
〒728-0013 三次市十日市東5丁目18-1  
電話 0824-63-4686  
FAX 0824-63-5281

【②安芸高田市吉田町長屋地先】

三次河川国道事務所 吉田出張所  
〒731-0521 安芸高田市吉田町常友1200  
電話 0826-42-0770  
FAX 0826-42-4751

# 位置図



## 記載例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

中国地方整備局  
三次河川国道事務所長 殿

応募者  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住 所  
氏 名 印  
電話番号  
メールアドレス

- ① 個人で応募される方は携帯番号でも結構です。
- ② メールアドレスは、所有している場合に記入して下さい。

江の川上流の河川内樹木伐採について、下記のとおり応募します。  
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

### 記

- 希望する伐採の箇所及び区画 : 箇所 三次市南畑敷箇所又は安芸高田市吉田町長屋箇所  
区画 〇〇m×〇〇m程度
- 希望する樹種及び用途 : 樹種 希望今回は樹木と記載  
用途 薪、キノコの元木等の利用予定を記入して下さい。
- 作業計画 : 作業期間 \_\_\_\_月\_\_日～\_\_月\_\_日(のうち\_\_日間)を予定  
作業実施者 1日あたり\_\_人で実施予定  
伐採方法 \_\_\_\_\_  
※「チェーンソーで伐採」等の利用具を記入して下さい。  
伐採を委託する場合には「業者へ委託」と記入して下さい。  
搬出方法 \_\_\_\_\_により搬出
- 過去の応募実績 : 有(\_\_\_\_年\_\_月) 無
- 安全対策等の実施の有無 :  清掃 ※該当項目にレ点か■で記入願います。  
:  交通整理  
:  その他
- 参加資格項目不適合の有無 : 有 無  
※「募集要領2. 募集概要(7) 応募参加資格」の①～⑤に該当していないか確認し、記入願います。
- その他  
※「複数の区画を希望」など、上記事項に該当しない内容で希望する事項があれば、ご自由に記入下さい。

平成 年 月 日

中国地方整備局  
三次河川国道事務所長 殿

応募者  
〒 \_\_\_\_\_  
住 所  
氏 名 印  
電話番号  
メールアドレス

江の川上流の河川内樹木伐採について、下記のとおり応募します。  
なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 希望する伐採の箇所及び区画 : 箇所  
: 区画
2. 希望する樹種及び用途 : 樹種  
: 用途
3. 作業計画 : 作業期間 \_\_\_\_月\_\_日～\_\_月\_\_日（のうち\_\_日間）を予定  
作業実施者 1日あたり\_\_人で実施予定  
伐採方法 \_\_\_\_\_  
搬出方法 \_\_\_\_\_により搬出
4. 過去の応募実績 : 有（\_\_年\_\_月） 無
5. 安全対策等の実施の有無 :  清掃  
:  交通整理  
:  その他
6. 参加資格項目不適合の有無 : 有 無
7. その他

本応募用紙は、三次河川国道事務所下記担当課まで FAX・メール・郵送若しくは持参下さい。

（担当課）

〒728-0013

広島県三次市十日市西六丁目 2-1

国土交通省三次河川国道事務所河川管理課

TEL 0824-63-4121

FAX 0824-63-3132